

議案第31号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に
より、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成16年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条
例

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成8年三朝町条例第1
0号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）
に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」と
いう。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改正前	改正後
第10号	第10号
第11号	第11号
第12号	第12号
第13号	第13号
第14号	第14号
第15号	第15号
第16号	第16号
第17号	第17号
第18号	第18号
第19号	第19号
第20号	第20号
第21号	第21号
第22号	第22号
第23号	第23号
第24号	第24号
第25号	第25号
第26号	第26号
第27号	第27号
第28号	第28号
第29号	第29号
第30号	第30号
第31号	第31号
第32号	第32号
第33号	第33号
第34号	第34号
第35号	第35号
第36号	第36号
第37号	第37号
第38号	第38号
第39号	第39号
第40号	第40号
第41号	第41号
第42号	第42号
第43号	第43号
第44号	第44号
第45号	第45号
第46号	第46号
第47号	第47号
第48号	第48号
第49号	第49号
第50号	第50号
第51号	第51号
第52号	第52号
第53号	第53号
第54号	第54号
第55号	第55号
第56号	第56号
第57号	第57号
第58号	第58号
第59号	第59号
第60号	第60号
第61号	第61号
第62号	第62号
第63号	第63号
第64号	第64号
第65号	第65号
第66号	第66号
第67号	第67号
第68号	第68号
第69号	第69号
第70号	第70号
第71号	第71号
第72号	第72号
第73号	第73号
第74号	第74号
第75号	第75号
第76号	第76号
第77号	第77号
第78号	第78号
第79号	第79号
第80号	第80号
第81号	第81号
第82号	第82号
第83号	第83号
第84号	第84号
第85号	第85号
第86号	第86号
第87号	第87号
第88号	第88号
第89号	第89号
第90号	第90号
第91号	第91号
第92号	第92号
第93号	第93号
第94号	第94号
第95号	第95号
第96号	第96号
第97号	第97号
第98号	第98号
第99号	第99号
第100号	第100号

改正後

別表（第23条関係）

一般廃棄物処理手数料

廃棄物の区分		取扱区分	手数料	摘要
可燃性 一般廃棄物	一般家庭系	指定袋大1枚につき	40円	
		指定袋中1枚につき	33円	
		指定袋小1枚につき	15円	
	事業所系	指定袋大1枚につき	90円	
		指定袋中1枚につき	73円	
	し	(基本料金) 180ℓまで	1,750円	
(超過料金) 180ℓを超える場合 超える量90ℓにつき		875円		
動物の死体		1頭につき	500円	

改正前

別表（第23条関係）

一般廃棄物処理手数料

廃棄物の区分		取扱区分	手数料	摘要	
可燃性 一般廃棄物	一般家庭系	指定袋大1枚につき	20円	多量排出事業者及び毎日の収集を希望する事業者	
		指定袋中1枚につき	13円		
		指定袋小1枚につき	10円		
	事業所系	毎日収集	指定袋大1枚につき		40円
			指定袋中1枚につき		33円
			指定袋小1枚につき		20円
	上記以外		指定袋大1枚につき		20円
			指定袋中1枚につき		13円
			指定袋小1枚につき		10円
し	(基本料金) 180ℓまで	1,750円	略		
	(超過料金) 180ℓを超える場合 超える量90ℓにつき	875円			
動物の死体		1頭につき	500円		

附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。